

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月30日

【会社名】 東京コスモス電機株式会社

【英訳名】 Tokyo Cosmos Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 秀実

【本店の所在の場所】 神奈川県座間市相武台二丁目12番1号

【電話番号】 046-253-2111(代)

【事務連絡者氏名】 経理部 部長 稲垣 浩一

【最寄りの連絡場所】 神奈川県座間市相武台二丁目12番1号

【電話番号】 046-253-2111(代)

【事務連絡者氏名】 経理部 部長 稲垣 浩一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1 株につき金4円50銭 総額70,602,521円

ロ 効力発生日

平成26年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>各種通信機、電子機器、電気器具、光学機器ならびにその部品および自動車用部分品の製造販売ならびに修理</u></p> <p>2. ~ 4. (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>輸送用機器、通信機、電子機器、電気器具ならびに光学機器の部品および部分品の製造販売ならびに修理</u></p> <p>2. ~ 4. (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。但し、やむをえない場合は、官報または日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(<u>社外取締役の会社に対する責任の制限</u>)</p> <p>第29条 当社は、<u>社外取締役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外取締役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
第29条～第39条 (条文省略) (新設)	第30条～第40条 (現行どおり) (社外監査役の会社に対する責任の制限) 第41条 当社は、社外監査役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないとき等法令に定める要件に該当する場合には、当該社外監査役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第40条～第47条 (条文省略)	第42条～第49条 (現行どおり)

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、高橋秀実、猪瀬好則、村上博治、柳田彰、寺田実、小野正典氏の6氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	8,438	54	0	(注)1	可決 99.36
第2号議案 定款一部変更の件	8,348	144	0	(注)2	可決 98.30
第3号議案 取締役6名選任の件					
高橋 秀実	8,338	154	0	(注)3	可決 98.19
猪瀬 好則	8,344	148	0	(注)3	可決 98.26
村上 博治	8,342	150	0	(注)3	可決 98.23
柳田 彰	8,452	40	0	(注)3	可決 99.53
寺田 実	8,449	43	0	(注)3	可決 99.49
小野 正典	8,451	41	0	(注)3	可決 99.52

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの議決権行使書による議決権行使の結果、決議事項が可決されることが総会開催前に明らかであったことから、当日出席株主の議決権の賛否の数については議場で確認することを省略したため、当日出席した当社役員行使分及び大株主行使分を除き上記議決権行使結果の数に加算いたしておりません。

以 上